

個人情報保護審査会（第73回）会議議事録

- 1 日 時 令和3年5月24日（月）
午前10時00分から午前11時10分まで
- 2 場 所 市役所本庁舎11階南会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、長谷川委員、西村委員、
木村委員、小林委員
事務局 塩野課長補佐（行政管理課）
星野課長補佐（情報政策課）
説明者 阿久澤主任（秘書広報課）
小暮主任（資産税課）
小田課長補佐（市民課）
関口副参事（文化国際課）
生方副参事（子育て支援課）
荒井係長、井野課長補佐（長寿包括ケア課）
一木課長補佐（障害福祉課）
鎌塚課長補佐（保健総務課）
秋山主任（環境森林課）
岡田副主幹（清掃施設整備室）
中島主事、竹之内主事（農政課）
有本課長補佐（建築住宅課）
上ノ内副主幹（教育委員会事務局総務課）
奥山副主幹（文化財保護課）
野島主任（生涯学習課）
古暮課長補佐（青少年課）
小池副主幹（消防局警防課）
- 4 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 審議・報告事項
 - ア 機構改革による個人情報取扱事務の所管変更について
 - イ 個人情報取扱事務開始届等について
 - ウ 令和2年度個人情報保護の実施状況について
 - (3) その他
 - (4) 閉会
- 5 議事録署名人について

会長が議事録署名人に木村委員を指名した。

6 審議・報告事項について

(1) 機構改革による個人情報取扱事務の所管変更について

事務局から、令和3年4月1日付けの機構改革により所管変更された個人情報取扱事務（寄付関係書以下76件）について報告があった。

(2) 個人情報取扱事務開始届等について

事務局から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（前橋市民文化会館及び前橋市民文化会館大胡分館防犯カメラ運営事務）以下24件）、個人情報取扱事務変更届（介護予防・日常生活支援事業（新しい総合事業）以下12件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの242件）について報告があった。

○主な質疑

【過去に遡って届け出られた開始届について】

（小磯会長）

N o . 1 から N o . 4 の開始届ですが、事務の開始年月日がかかなり遡って届けられています、このことについて、事情を説明してください。

（情報政策課 星野課長補佐）

事務を実施する際に、担当者が事務の内容を確認する上で、開始届が出されていないことに気づいたものです。制度開始当初に認識が足りていなかったことに起因するものになりますので、今後も引き続き個人情報保護制度の適正運用を図る上で、周知に努めてまいりたいと思います。

（小磯会長）

N o . 2 から N o . 4 はともに開始年月日が平成21年4月1日になっていますが、日付の根拠について説明してください。

（情報政策課 星野課長補佐）

N o . 2 から N o . 4 の開始年月日ですが、いずれも前橋市が中核市移行に伴い、群馬県から移管された事務になります。

【児童文化センター公用車ドライブレコーダー設置及び運営事業】

（小磯会長）

事務の目的に車両の安全運行及び職員の車両運行技術の向上とありますが、事故の有無に関わらず、日常的にドライブレコーダーに保存してあるデータを使用して、研修等に活用するのでしょうか。

（青少年課 古暮課長補佐）

ヒヤリハットの情報の収集、安全運転に資するための研修教材の作成等データの使用を要綱で定めています。つきましては、事故以外においても研修としても使用することを想定しております。ただし、実運用的には、研修等で使用した実績はありません。今回は主に児童文化センターで保有するバスに設置しているドライブレコーダーの取り扱いとして開始届を届け出ました。

(小磯会長)

事故が起きた際に使用することに併せて、児童が乗ったりするようなバスの運転の技術向上を含んだ内容の取り扱いといったことでよろしいでしょうか。

(青少年課 古暮課長補佐)

そのとおりです。

【住登外宛名の住所表示制限事務】

(小磯会長)

住民登録がない人でも、DVや児童虐待等の情報をシステム内で共有し、その人の情報が外に漏れないように関係所属間で適正に扱うといった趣旨でよろしいでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

そのとおりです。

【文化財保護課防犯カメラ設置・運営事業】

(小磯会長)

対象者の範囲に、石室内の防犯カメラとありますが、市の文化財保護施設一般ではなく、古墳の石室に特定しての事務ということではよろしいでしょうか。

(文化財保護課 奥山副主幹)

会長のおっしゃるとおり、古墳の石室内に防犯カメラを設置したものになります。

【条例第6条第2項第9号に基づく開始届】

小磯会長より、No. 1、No. 5、No. 9、No. 14～21に関して、条例第6条第2項第9号に関して各委員へ意見聴取を行った。

(西村委員)

ウェアラブルカメラというのはどういったカメラになるのでしょうか。また、火災現場自体は以前から撮影されていると思いますが、今回の開始届以前とウェアラブルカメラの取り扱い以降でどういった点が異なるのでしょうか。

(消防局警防課 小池副主幹)

西村委員のご指摘とおり、火災現場における火災調査においては、現場写真を撮

る機会はいままでもありました。書類として記録に残しますので、使用していた機械はカメラとなります。一方で、今回の開始届は、あくまでも、火災現場活動中の記録を残すことを目的としていまして、実際の火災現場の消防活動中の映像を撮るのは今回が初めとなります。現場活動の職員のスキルや安全管理体制の向上を図るため、ウェアラブルカメラやドローンを導入しました。

【条例第8条第2項第7号に基づく目的外利用等届出書】

(小磯会長)

N o . 1 2 の事務については目的外提供を行うに当たり、条例第8条第2項第7号に基づき審査会の意見を求めた上で目的外提供を行うこととなります。委員さん方はこちらについて質問等がありますでしょうか。

〈特に質問なし〉

(小磯会長)

N o . 1 2 の事務について条例第8条第2項第7号に基づき、公益上特に必要があると認められ、関係者の利益を不当に侵害しないかという観点から目的外利用をすることが適切か検討をするものになります。N o . 1 2 の事務で対象者に案内を出した後は直ちに個人情報破棄する形をとっていることは注記にもあります。公益上特に必要かつ関係者の利益等を害する恐れがないと考えますがよろしいでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

では、N o . 1 2 について、審査会として一時的な目的外提供は適切であると判断します。

【自衛隊に対する目的外利用等届出書】

(西村委員)

目的外提供のN o . 3 1 の住民基本台帳事務ですが、以前も自衛隊に情報提供の方法について審査会の中で議論しました。今回経常的な目的外として届けられていますが、以前の提供方法と今回の提供方法でどう変わったのかという点と、法的にどのような変更があったのか、この2点について説明をお願いいたします。

(市民課 小田課長補佐)

自衛隊に対する住民基本台帳の提供ですが、以前は住民基本台帳の閲覧という形で自衛隊からの提供依頼に応じていました。今回は閲覧ではなく、写しの名簿そのものを提供する、提出するといった形をとります。今回このような変更になった経緯ですが、国は毎年地方自治体に対して、事務や権限の移譲、規制緩和に関しての

意見を募集しております。昨年度の募集の中で複数の自治体から、住民基本台帳写しの提供の求めがあった場合には、閲覧ではなく、写しの名簿そのものを提供できるように明確化してほしいと提案がありました。それを受けまして、国の方から、住民基本台帳の写しの名簿そのものを提供することは住民基本台帳法上問題ないとの指針が明確化されましたので、本市においても今後の取り扱いを閲覧ではなく、名簿の提供という形に変更を行うものになります。

(西村委員)

提供する名簿は、紙で提供するのでしょうか。それともエクセル等のデータとして名簿を提供するのでしょうか。

(市民課 小田課長補佐)

紙媒体で提供を行います。

(西村委員)

今までは前橋市のように閲覧で対応していた自治体と、名簿を提供する自治体と対応が市町村ごとに分かれていたと思いますが、前橋市は閲覧というより厳格な取り扱いをしていた中で、今後国の指針を受けて解釈を変えるということでしょうか。

(市民課 小田課長補佐)

住民基本台帳法上問題がないのであれば、国の対応指針に応じて提供方法を変更したいと考えます。

(西村委員)

自衛隊からデータで提供を求められた場合は、対応可能でしょうか。

(市民課 小田課長補佐)

今回はあくまでも紙媒体での提供を求められましたので、依頼どおり紙で提供いたします。データでの提供が可能かどうかは国への確認を含め検討が必要になります。

(西村委員)

国からはデータでの提供に対して指針は示されていないのでしょうか。

(市民課 小田課長補佐)

示されていません。

(小磯会長)

他に意見はありますか。

〈特に意見なし〉

それでは、他に意見がないようですので個人情報取扱事務につきましては、届出のとおり事務を進めていただきたいと思います。

(3) 令和2年度個人情報保護の実施状況について

事務局から、令和2年度個人情報保護の実施状況について報告があった。

ア	個人情報取扱事務届出件数	1 9 4 件
	（実施機関別内訳） 市長	9 7 件
	公営企業管理者	4 件
	消防長	2 件
	教育委員会	9 1 件

※ そのほかの実施機関は、なし

イ	個人情報目的外利用等届出件数	9 8 5 件
	（実施機関別内訳） 市長	8 6 9 件
	公営企業管理者	6 件
	消防長	8 件
	教育委員会	7 件
	農業委員会	9 4 件
	公立大学法人前橋工科大学	1 件

※ そのほかの実施機関は、なし

ウ 個人情報開示等の実施状況

開示の請求 1 3 0 件（全部開示 1 0 3 件、部分開示 2 0 件、非開示 6 件、
取下げ 1 件）

（実施機関別内訳） 市長	5 1 件
公営企業管理者	1 件
消防長	5 件
教育委員会	7 3 件

※ そのほかの実施機関は、なし

開示の申出 3 件（全部開示 0 件、部分開示 3 件、非開示 0 件）

（実施機関別内訳） 市長	3 件
--------------	-----

エ 審査請求の状況

審査請求 0 件

○質疑

〈質疑なし〉

7 その他

(1) 令和 2 年 6 月 書面決議における審査会の意見について

（情報政策課 星野課長補佐）

昨年度の令和 2 年 6 月 書面決議における審査会におきまして、「令和元年度個人情報保護の実施状況について」、「認知症等であるが後見人等の法定代理人がない場合や、重度障害で来庁が困難な場合に、親族に開示請求権を認めるか、任意代理人を認めなければ、本人情報の開示ができないことになる。そのような要望

が多い情報については、弊害やリスクも考慮しつつ、要項などにより開示できる方法を検討されたい」とのご意見をいただいております。

「任意代理人による開示請求」につきましては、平成24年2月の第42回審査会におきまして、個人情報保護条例の関連規定（第13条）の改正案に関する意見聴取させていただいた結果を踏まえ、現行の規定とした経緯がございます。

事務局といたしましては、平成24年当時と現在において、任意代理人による請求権の考え方に係る社会一般の情勢に大きな変化はないと認識しております。

現行の前橋市個人情報保護条例の規定におきまして、開示請求等に際して任意代理人を認める規定はございませんが、その運用におきましては、本人の来庁が困難な場合や法定代理人がいない場合は、必ず受付する際に電話等により本人の開示に係る意思を確認し、請求等に応じており、運用上支障は生じておりません。

また、先日（令和3年5月12日）国会において可決、5月19日に公布されました、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により個人情報保護法が改正され、地方公共団体に関する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において施行される予定でございます。

施行後、個人情報取扱事務につきましては、改正後個人情報保護法に基づき実施していく予定でございますが、改正後個人情報保護法におきまして、開示請求に際して任意代理人を認める規定が適用される予定でございます。

以上を勘案しまして、改正後個人情報保護法の施行までは、現行個人情報保護条例にもとづき、運用により、ご指摘のケースに個別、丁寧に応じていくことといたします。

（長谷川委員）

改正後個人情報保護法の規定の中で任意代理人が認められることは分かりました。しかしながら、法定代理人がいない認知症の方は、改正後も実情は変わらないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

（情報政策課 星野課長補佐）

第42回の審査会においても、任意代理人の議論をいただいておりますが、検討を継続ということで意見をいただいております。また、今後改正後個人情報保護法に基づき、法の範囲内で条例を改正することにもなりますので、今後保護法に基づく政省令やガイドラインも含め、国の動向を踏まえながら、引き続き検討を継続していきたいと考えております。

（小磯会長）

法定代理人を立てられず、電話等で本人の意思確認が行えない場合の対応については引き続き検討が必要になります。今後国の保護法の制定に伴い、代理請求

に対してどこまで親族を認めるか等国のガイドラインにも注視しながら、引き続き検討をお願いしたいと思います。

(2) 議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

8 閉会 午前11時10分